

## 健康サポート業務手順書チェックシート

健康サポート業務手順書には、以下の内容が記載されていること。

記 載 事 項	チェック欄
(1) 要指導医薬品等及び健康に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行うこと。	□
(2) 健康に関する相談を受けた場合には、かかりつけ医等の有無を確認し、かかりつけ医がいる場合等には、かかりつけ医等に連絡を取り、連携して相談に対応すること。特に、要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合などには、受診勧奨を適切に実施すること。	□
(3) 健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の地域の連携機関を薬局利用者に紹介するよう取り組むこと。	□
(4) 上記(1)～(3)に基づき受診勧奨又は紹介を行う際、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に紹介文書により提供すること。	□
(5) 以下のような場合に受診勧奨すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医師の診断がなされている場合に、医師の指示に従わずに受診していないことが判明した場合</li> <li>○ かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していないことが判明した場合</li> <li>○ 定期健診その他必要な健診を受診していないことが判明した場合</li> <li>○ 状態が悪い場合など要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合</li> <li>○ 要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合</li> </ul>	□
(6) 要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談に対し、薬局利用者の状況や当該品目の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること。	□